

〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

03010302 シニアクラブ活動助成事業

予算書P. 102

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,665	2,780	△ 115	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	730	873	△ 143	高齢福祉対策費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	1,856	△ 1,856	
一般財源	1,935	51	1,884	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和37年老人福祉法制定に伴い創設された事業である。市民が高齢期で過ごす時間に生きがいを持ち安心して楽しく充実した生活を送ることが求められている。シニアクラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、国の老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき単位シニアクラブ、市シニアクラブ連合会及び県老連と連携を図るとともにシニアクラブ等に対する支援に努め、必要に応じて助言指導を行うものとする。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動をより一層活性化し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市では、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの補助金支給・各種スポーツ大会・文化交流会・役員会・会長会議・研修会・その他高齢者が生きがいや健康づくり事業などの企画等を支援する。



元気わくわくスポーツ大会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,284	16,076	4,208	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	20,284	16,076	4,208	地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人福祉法において「65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所を委託する。」との入所措置が定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方の安心安全な生活の場を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の実態把握に努め、心身・経済状況、家庭環境を踏まえた具体的処遇方策の確立を図った上で、適切な施設への入所措置を行う。

入所措置を適切に行うため、守谷市老人ホーム入所判定委員会において、措置要否の判定を行う。

利用者の負担額は、前年の所得により決定する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,217	1,036	181	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	1,036	△ 1,036	
一般財源	1,217	0	1,217	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者が増えてきたことに伴い安否確認が必要となったため、平成10年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上のひとり暮らし高齢者を定期的に訪問することで安否確認及び孤独感の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ひとり暮らしに不安がある高齢者の方に対して申請に基づいて乳製品（ヤクルト）を届けることにより、ひとり暮らしの孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う。

乳製品販売業者へ乳製品を手渡しにより配付することを委託し、配達員の声掛けに応じない場合は、安否を確認し、必要に応じて緊急連絡先（家族、親類等）へ通報する。

利用回数は、月曜日から金曜日の内、週2回以内とし、1回の訪問で2本届ける。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	434	523	△ 89	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	523	△ 523	
一般財源	434	0	434	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者等が増加し、急病や事故等の緊急事態時の連絡体制の整備が求められていたため、平成2年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故等のため救助を必要とする際の消防署への通報体制を整えることにより、迅速な対応を行うことができることから、在宅生活での不安を解消する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

急病や事故等の緊急事態時において、緊急通報のボタンを押すだけで、常総広域消防本部へ通報される機器を設置する。

利用申請時に、家屋の見取り図や地図、医療保険、かかりつけ医及び親族の緊急通報先などの情報を提出してもらう。利用者の情報は常総広域消防本部と事前に共有することにより、緊急時に即座に対応できるようになる。

機器代については、利用者の前年の所得に応じて利用者負担額を決定する。なお、設置及び撤去等の工事費については、利用者負担とする。

市では、2年に1回、電池交換及び保守点検を行っている。



緊急通報装置

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,100	3,100	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	3,100	△ 3,100	
一般財源	3,100	0	3,100	

【背景(なぜ始めたのか)】

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、「国や地方公共団体は、実情に応じて必要な援助、雇用の機会や就業の機会の確保等を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。」と定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者の労働能力や技能を活用し、地域社会に密着した短期的な就業の機会を提供している。シルバー人材センター事業の円滑な推進により、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会への参加を図る。また、介護保険総合事業への参入を予定し、その体制づくりを進め更なる就業機会の確保に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

シルバー人材センターの事業運営に要する一部費用を補助金として交付する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,324	1,268	56	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	172	1,268	△ 1,096	軽度生活援助派遣納付金
一般財源	1,152	0	1,152	

【背景(なぜ始めたのか)】

日常生活上の援助が必要な方へ家事支援を行うことで、心身の負担軽減を目的とし、介護予防地域支え合い事業の一つとして開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者は、要介護認定を受けていない①65歳以上のひとり暮らしの方②65歳以上のみの世帯に属する方とし、自立した在宅での生活を継続してもらうことを目的とする。

(ただし、市民税が課税されている方及び市民税が課税されてる方と生計を一にする方は除く。)

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市シルバー人材センターへ業務委託し、利用時間は、月曜日から金曜日の内、2時間以内とする。

洗濯・清掃・買物等の軽易な家事援助を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,124	1,765	△ 641	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	1,765	△ 1,765	
一般財源	1,124	0	1,124	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年度から高齢者の孤立や引きこもりを防ぐことを目的に、歩いていける場所に介護予防施策の拠点としてサロンを開設するようになった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の生きがいがづくりの機会と社会参加の促進を図ることを目的とする。高齢者が地域において趣味の活動や仲間との交流を行うことにより、生き生きと暮らせる社会を目指している。

サロンの開催場所が増えることで、高齢者のコミュニケーションの場が増え、高齢者が孤立しない状態になることが期待される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地区公民館・集会所・自治会館等を利用して、運営ボランティアにより、健康づくりのための体操・音楽・趣味活動・お茶飲み等を行い、地域社会での高齢者同士のつながりを深める。

市では、事業に要する消耗品や備品の整備、サロン利用者・サロン間の交流及び見聞を深めることを目的とした視察研修を実施している。

開催数：毎週1回～月2回程度

開催時間：原則、午前10時～午後3時（ただし、サロンによって異なる。）

費用：原則、無料（ただし、活動における材料費・市の施設以外の場合は施設使用料等の自己負担あり）



シルバーリハビリ体操

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,237	4,000	△ 763	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,237	4,000	△ 763	地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

「老人週間(9/15～9/21)において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」と老人福祉法第5条で定められている。市では長年にわたり社会に貢献されてきた高齢者の方へ敬意を表すために市主催による敬老会を実施してきたが、平成29年度からは各地区において敬老行事を実施していただくこととし、実施団体へ補助金を交付する事業へと移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者を敬い、高齢者と地域とのつながりづくりや世代間交流による絆づくりを形成する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域の方々により地域の実情に応じて、多年にわたり地域の発展に貢献した高齢者(75歳以上)を敬い、その長寿を祝う事業、かつ、高齢者と地域住民との交流を深める事業及び高齢者と異世代との交流を深める事業を実施する団体に対して助成金を交付する。

なお、まちづくり協議会が設立された地区については、まちづくり協議会活動支援交付金により対応する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,782	3,192	△ 410	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	3,192	△ 3,192	
一般財源	2,782	0	2,782	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法施行時(平成12年度)、低所得者は1割の自己負担による介護サービスの利用が困難である場合があることから、市独自の助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要件に該当する低所得の高齢者に対し自己負担の一部を助成し、経済的な負担を軽減することにより在宅生活の継続を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

在宅介護サービス利用時の自己負担額(1割)の一部を助成する。

〈助成額〉

介護保険料所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く。)のうち、

- ・ 高齢福祉年金を受給している方 自己負担額の5割
- ・ 上記以外の方 自己負担額の3割